

2025-5-9 第6回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

○大原補佐 定刻となりましたので、ただいまから、第6回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会を開催いたします。

事務局を務めます、厚生労働省老健局総務課の大原です。よろしくお願いいたします。

今回の検討会から新たに4名の構成員が加わりましたので、御紹介をさせていただきます。時間の都合上、恐縮でございますが、私から五十音順でお名前などを読み上げさせていただきます。御紹介に代えさせていただきます。

日本社会事業大学社会事業研究所客員教授、曽根直樹構成員。

社会福祉法人みかり会理事長、谷村誠構成員。

日本福祉コンサルティンググループ株式会社代表取締役、中川亮構成員。

保育システム研究所代表取締役、吉田正幸構成員。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、以降の進行を野口座長にお願いいたします。

○野口座長 皆様、こんにちは。

まず、本日の出席状況ですが、笠木構成員、津下構成員については、それぞれ30分あるいは15分程度遅れて御出席いただく旨、御連絡をいただいております。

初めに、本日の資料と会議の運営方法について、事務局様より御確認をお願いいたします。

○大原補佐 それでは、お手元の資料と会議の運営方法の確認をさせていただきます。

資料について、会場にお越しの構成員におかれましては机上、オンラインにて御出席の構成員におかれましては電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。

次に、発言方法等について、オンラインで御参加の構成員の皆様には、基本的に皆様のマイクをミュートにいただき、御発言をされる際にはZoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックしていただき、座長の御指名を受けてから御発言ください。

御発言が終わりました後は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックしていただき、再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

なお、時間が限られている中で多くの構成員に御発言いただきたいと考えておりますので、御発言はお一人5分以内でお願いいたします。また、時間が到来しましたら、事務局よりベルを鳴らしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

報道関係の方に御連絡いたします。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退室をお願いいたします。

○野口座長 どうもありがとうございました。それでは、早速始めさせていただきます。

思います。

本日は「中間とりまとめ」以降、最初の検討会となりますので、まずは私のほうから今後の進め方について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

本検討会では「中間とりまとめ」以降は、福祉分野の共通課題について御議論いただく予定としておりましたが、本日がその第1回目ということになります。

これまでは高齢者施策の議論が中心でしたが、これからは障害や子供関係についても議論の対象となりますので、先ほど事務局様のほうから御紹介がありましたとおり、障害や子供関係の現場に大変詳しい皆様を中心に、新たに4名の方に構成員として入っていただくことになりました。どうもありがとうございます。

また、高齢者施策の議論に当たっては、関係者の皆さんから現場の取組についてヒアリングを行いましたので、福祉分野の共通課題の議論においても、事務局様のほうから現状等について説明をしていただくほか、今回と次回、2回に分けて、関係者各位からのヒアリングを行いたいと考えております。

それでは、議事に入ります。

本日は、事務局様のほうから議題1について、まずは説明をしていただき、関係者各位様からのヒアリングを実施させていただきます。

それでは、議題1「2040年に向けた福祉サービスとの共通課題等に係る現状と課題・論点」について、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○村中総括調整官 村中でございます。私から資料1について説明をいたします。

障害福祉サービス、保育等について、データ、また、現行の施策を概観し、課題と論点をお示しをさせていただきます。時間に限りがありますので、主なスライドについて簡潔に御説明いたします。

まず、3ページを御覧ください。福祉サービスとの共通課題を整理してございます。「中間とりまとめ」に記載いたしました施設等の転用、また、地域共生社会の推進、法人等への経営支援のほか、下の表にありますとおり、地域の状況に応じたサービス提供体制等の在り方、プラットフォームの充実を含めた人材確保、生産性向上（DX）等が対象です。経営支援等については次回の検討会で取り扱い、その他の点については本日御議論をいただきます。

続いて、6ページを御覧ください。障害福祉サービス等の利用者数について、都市部、その周辺部では増加傾向にあるものの、中山間地域、小規模自治体では減少傾向となっております。

7ページ、8ページを御覧ください。障害種別、サービス種別ごとに見ますと、異なる推移をしていることが見てとれます。

9ページを御覧ください。障害福祉サービス事業所の供給には一定の地域差がございます。

飛びまして、20ページを御覧いただければと思います。障害福祉サービス等に関する計

画でございますが、3年に1度の計画で当該期間の成果目標を設定してございます。介護と違しまして、2040年など、中期的な見込量の設定はございません。

23ページを御覧いただければと思います。0～5歳人口がほとんどの自治体におきまして2020年にピークを迎えてございます。

25ページを御覧ください。そのような中の女性の就業率ですが、上昇傾向にございまして、保育所等の利用率につきましては上昇してございます。

飛びまして、35ページを御覧ください。こちらは市町村が5年に1回作成する子ども・子育て支援事業計画でございます。こちらでも見込量を設定してございますが、障害と同じく、2040年など、中期的な見込量は設定がございません。

39ページを御覧ください。こども誰でも通園制度というものがございまして、今年度から制度化をして、先ほどの計画にその見込量を追加的に位置づけることとしてございます。

43ページを御覧ください。障害福祉制度は、これまでの現行制度におきましても、地域性ですとかサービスの提供実態等に応じまして、介護・障害の共生型サービスなど、基準の特例措置を設けてございます。共生型サービスにつきましては、都道府県ごとに取り組状況の差があるという状況でございます。

飛びまして、51ページを御覧ください。子供施策でございますが、待機児童数はピーク時の10分の1にまで減少しているという状況でございます。

52ページを御覧ください。待機児童数が減少する一方で、過疎地域など、定員充足率が減少してございまして、安定的な運営が困難で、統廃合することが必要な施設が生じている状況でございます。

55ページを御覧ください。人口が減少する中でも地域の保育機能を維持するため、国としても過疎地域における保育所の多機能化の取組を支援することとしてございます。

57ページの課題と論点を御覧ください。障害福祉分野におきましても、中山間・人口減少地域における提供体制の維持・確保は課題でございまして、必要に応じて配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直すこと、さらなる柔軟な対応、共生型サービスのさらなる推進に向けて、どのような方策が考えられるか、検討する必要があるとございます。

58ページを御覧ください。こども分野でございしますが、多くの地域で子供の数がピークアウトする中で、政策増の要因も考慮しつつ、地域を分けて保育需要の変化に応じた施設ですとか事業モデル、また、その支援体制の構築が必要となってきます。このように、障害福祉も子供につきましても、中期的な視点で各地域の実情に応じてサービス提供体制、また、支援体制を考えていく必要がございます。

60ページを御覧ください。社会福祉法人でございしますが、こちらは社会福祉事業を行うために必要な資産を備える必要がございます。都市部など土地の取得が困難な地域におきましては、土地に限り貸与を受けることが可能となってございます。さらに、特別養護老人ホーム、福祉ホーム、保育所等の施設では特例的に要件が緩和されているということでございます。

続いて、62ページを御覧ください。既存の施設の転用につきましては、介護、障害、こども分野において、年数等の要件を満たせば、特定の事業については国庫納付なしで施設の転用が可能となっております。

続いて、課題と論点、64ページを御覧ください。社会福祉法人が社会福祉事業を行うに当たっては、一部例外はございますが、原則として土地・建物の所有権を有する必要がございます。社会福祉法人等が施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付けの後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用であって一定の条件を満たすもの以外の場合、または有償貸付けの場合には補助金の国庫返納が必要となります。

こちらは、福祉サービスの共通課題として、既存の施設の有効活用を図る観点から、特に中山間・人口減少地域で福祉サービスを維持するために、施設の転用等に係る補助金の国庫返納に関する制約について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みが必要ではないかと考えておまして、御議論いただきたいと思います。

続きまして、66ページ以降、障害福祉分野、保育の人材確保の状況について記載をしております。一つ一つの説明は割愛しますが、介護分野と同様に有効求人倍率は高く、賃金も全国産業平均と差がある現状となっております。処遇改善の取組など、総合的な対策をそれぞれ進めてございます。また、潜在保育士の再就職の促進のために、保育士・保育所支援センターをさきの4月の法改正において法定化することとしてございます。

飛びまして、93ページを御覧ください。今回の「中間とりまとめ」におきましても、多様な関係者による人材確保等の仕組みとしてプラットフォームの機能の充実ということがございました。こちらについて、図を掲載させていただいております。関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域、また、事業所における課題を認識して協働し、課題解決に取り組むために、都道府県単位でプラットフォームを構築することが考えられます。

94ページから96ページにかけては、各地域で行われている福祉人材センターなどでの実践的な取組、社会福祉法人・養成施設間の連携などの事例を載せておりますので、御覧いただければと思います。

飛びまして、課題と論点、107ページから109ページにかけてを御覧いただければと思います。障害福祉、子供の人材確保の課題と論点でございます。介護分野と同様に、処遇改善に取り組む、また、地域分析等々をしていく必要があると考えてございます。

110ページを御覧ください。プラットフォームにつきましてはですが、福祉人材センターなど、公的な機関について、都道府県単位で関与しながら改善を進めていくことが重要でございまして、必要な支援の在り方を検討する必要があると考えてございます。こちらは介護だけでなく、福祉分野に共通するものと考えておまして、福祉人材全体の確保につながるよう、プラットフォーム機能の充実、また、地域における既存の協議会等との適切な連携、役割分担を図っていくべきと考えてございます。

加えまして、このプラットフォームにつきましては、都道府県単位よりも狭い圏域で「人

材確保・定着」ですとか「生産性向上・経営支援」など、地域の実情に応じて設定することが大事だと思っております。そういった関係者が集う場、また、実践的な取組を検討・実行する場とする必要があると思っております。こちらは、プラットフォーム機能の充実を通じまして、養成施設の設備など、資源を用いながら、介護事業所の職員等のキャリアアップを図るために、リカレント教育等々を行うことなども考えられます。こちらは、プラットフォーム機能の充実、実践的な取組が進んでくれば、多様な専門職もプラットフォームと連携し、多職種協働の取組を推進することなども考えられると思っております。

続いて、111ページ以降でございます。こちらでも個々の資料の説明は割愛させていただきますが、障害福祉、保育分野におきましても生産性向上・業務効率化の取組を進めまして、ICTテクノロジーの活用、また、小規模事業所の協働化、事業者の事務手続の標準化・デジタル化、タスクシフトなど、それぞれのサービスの特性に応じて取組を進めていくことが必要と考えてございます。この点につきましては、最後、課題と論点に整理してございますので、御覧いただき、議論いただければと思っております。

簡単ですが、説明とさせていただきます。

○野口座長 調整官、どうもありがとうございました。

それでは、続いて、議題2の関係者様からのヒアリングに移りたいと思います。本日は、資料2に記載の方々に御参加いただいております。

関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、本検討会に御参加いただき誠にありがとうございます。

ヒアリングの方法ですが、社会福祉法人京都ライフサポート協会の樋口様、医療法人慈和会の永田様、認定こども園こどもむらの柿沼様、そして、ミライトひえづの鬼束様から御発表をいただいた後に意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、時間もありますので、早速ですが、ヒアリングに入らせていただきたいと思います。時間の関係上、それぞれの御発表は10分以内でお願いできればと存じます。また、恐縮ですが、時間が来ましたら、事務局様のほうからベルを鳴らしますので、御協力をお願い申し上げます。

まず初めに、社会福祉法人京都ライフサポート協会理事長の樋口幸雄様、お願い申し上げます。

○樋口理事長 皆さん、こんにちは。京都ライフサポート協会の理事長をしております樋口でございます。現在、日本知的障害者福祉協会の会長をしております。50年近く、この仕事に就いてまいりました。

私は長年、入所施設における支援環境の改善について取り組んでまいりました。それは今回のテーマ、人材確保や業務の合理化にもつながる道のりでした。2022年、スイスのジュネーブで行われました障害者権利条約の対日審査でも指摘がありましたが、入所施設の集団性・密室性の最小化に向けて、2002年から京都府木津川市にある「横手通り43番地『庵』」という入所施設で、利用者が地域で暮らしていると実感できる施設を運営してまいりまし

た。

一般的に入所施設というものは、大きな建物、昼も夜も同じ建物の中で活動し、寝起きをするものです。大きな建物では必然的に個の存在が薄くなり、集団を一斉に動かそうとする力が働きます。人間が毎日、選択肢もなく、同じ建物の中で過ごすことは普通ではありません。その独自の世界では良識が失われてしまいます。このような問題を解消したいと考え、法人を設立いたしました。

「横手通り43番地『庵』」の居住部門は、一般家庭と同じ生活機能を備えた、5～6人を生活単位とした小規模なユニット型、完全分棟の建物で、日中は暮らしの場所から離れた町中にある事業所に通う職住分離を実現しています。全国はもとより、海外からもこれからの施設の在り方として関心を寄せていただいております。私たち支援者が目指す利用者の自立的な生活の実現は、環境支援と表裏一体の関係にあります。

当法人では、資料のページ2のところですが、資料にお示ししましたように、4つの点に注力をしてまいりました。1つ目はICTの活用です。法人設立当初からICT導入を積極的に進め、介護記録のソフト導入、夜勤者の負担軽減のため、見守りシステムやインカム等を整備し、生産性の向上や業務省力化に努めてまいりました。他方、ICTの活用は負担軽減の目的だけでなく、例えば自閉スペクトラム症や知的障害を含む神経発達症の方々に併存することがよく知られている睡眠障害の問題等、客観的なデータの蓄積によって見えてくる、行動の背景にあるストレス要因の検出に役立つツールとしても活用しております。支援の質の向上、利用者の生活の質向上にICTは欠かせないものです。

2つ目は給与水準です。職員給与は、令和5年で5%、令和6年は2.7%のベースアップを実施いたしました。社会福祉士資格保有者の生活支援員の初任給は29万3750円となっています。一般職員の令和6年の平均年収は500万円を優に超えました。役職者の男女比は5対5、20年間の平均離職率は3.1%です。また、正規職員は7割を超えており、ほとんどの職員が介護福祉士や社会福祉士などの国家資格を取得しています。これら総合力の高い職員がマルチタスク的に業務をこなせることで事務職員の配置も最小化できております。加えて、専門性の高い支援を行うことで各種加算を取得することができ、より高い給与を支給することができるという好循環につながっています。障害福祉サービスは人で成り立っていることから、まずは私たち障害分野を挙げて職員の給与改善に取り組んでいくことが必要だと捉えております。働きに見合った給与を支払い、よりよい人材を確保し育てることでよい支援やよい福祉サービスが提供でき、さらに、よい人材が集まるという好循環が生まれます。

一方で現在、急激な物価高騰や企業の大幅な賃上げが進んでおります。障害福祉サービスの報酬改定は3年に一度の周期で行われていますが、3年に一度の改定だけでは急激な物価高騰や賃金の上昇への迅速な対応が困難です。賃上げや物価高騰に対し、柔軟な報酬改定の仕組みや支援を講じていただきたいと考えております。

3つ目は人材確保についてです。人材確保の面では、現場に余裕を生む人員配置を進め

るために、中・高齢者の雇用を推進しております。一般企業からの早期退職者・定年退職者の積極的な正規雇用です。福祉サービスには、出生前から老年期に至るまで、支援を必要としている人たちに向けて様々な事業があります。こうした幅広い福祉ニーズに応えるためには、年齢、性別、国籍、障害の有無を問わず、全世代の方々の協力が必要となります。年齢や経験・資格の有無にとらわれ過ぎて多くの人材を逃してはいないか、いま一度、福祉分野の雇用の在り方を見直す必要があると考えております。

4つ目は環境です。誰でもいいから、とにかく人がたくさん配置できれば困難は生じないとはならないもので、対応を誤るとかえって問題を大きくしてしまうことが現場ではしばしば起こります。冒頭でお話ししましたように、特に障害福祉の分野では、生活を支えるのは人だけではありません。実は環境が人の自立を支えてくれている面が多分にあり、これはどのような障害状況にある人に対しても言えることです。心理学の分野ではアフォーダンスと呼ばれるもので、物や環境が人間の行動を引き出すといった意味ですが、言葉以上に、五感から得られた体験が重視される障害福祉の分野ではこの環境支援が非常に有効であると考えております。

また、福祉は全ての人が享受するものです。インクルーシブな社会はまちづくりから始まります。日頃、何気なく目に映る福祉施設の景観は福祉や障害に対する潜在意識に影響を与え、その人の思考となります。運営する施設・事業所は、利用するだけでなく、見ようとしていない人の心にどのように映るかという視点に立って、町の景観に寄与する施設整備を行い、利用者・職員が魅力や誇りを感じられる建物や支援の環境づくりに取り組んでまいりました。

続いてです。手をつなぐ親の会を母体に1973年に設立されて、資料のページ4のところでは、人口減少地域で福祉を核にしたまちづくりをされている島根県の社会福祉法人いわみ福祉会の優れた実践を御紹介させていただきます。各種障害福祉サービス、高齢福祉サービスを多数展開される中、豊かな発想で地域課題を乗り越えてこられました。

事例1は、ページ5のところでは、高齢者サロンの取組です。障害のある方が暮らすグループホームの1階を地域住民に開放し、共生社会の拠点としたサロン運営を支援されています。市町地であっても活気がなかった町に、サロンを拠点とした地域住民のネットワークが広がり、また、そのサロンの運営は、障害のある方が担うことで、働く場の提供にもつながっています。

事例2は、伝統産業継承の取組です。島根県西部には、日本神話などを題材にした伝統芸能があり、子供から高齢者まで広く愛されているそうです。演舞団体も県内で約130もあり、2019年には日本遺産に登録された、世界的に誇れる伝統です。この神楽を舞うために必要な衣装や道具は、古くから地元の事業者の手作業によって演舞団体に供給されてきましたが、高齢化や人口減少により後継者不足等の状況に陥り、納品まで数年待ちといった課題を抱えていました。障害特性にはこだわりというものがあります。このこだわりは、業務を細分化することで徹底した丁寧さや正確な仕事に変わります。これら神楽道具の製

作は、構造化等により「障害のある方の生涯にわたる仕事にできるのではないか」と考えられ、職員に教えを請い、長い年月をかけて技術の研さんを重ねてこられ、就労継続支援事業の作業種目として確立されました。近年においては、神楽以外にも同様に工程分析、業務の細分化・構造化に取り組むことで、地元和菓子の技術を継承した作業種目も確立されています。

どら焼きです。完璧などら焼きを焼くためには、鉄板の火加減が重要です。その火加減を確かめるためには、まず、小さな生地で試し焼きを行います。この小さな試みがあってこそ、多くの生地を一度に焼くことができます。完璧な焼き加減を求めるだけでなく、試行錯誤を繰り返す姿を根気よく、強く見守り、職人が一枚一枚の生地に込める思いを人材育成の視点に重ねております。粉の配合から仕込み、生地を焼くまでの全ての過程に細やかな気配りと忍耐が必要です。伝統を受け継ぐことは、ただ技術を受け継ぐことではなく、一つの工程に込められた思いを理解し、繊細な心遣いをも身につける。この視点は福祉の分野と親和性が高く、仕事を通して利用者や職員の心が育つ好循環が生まれています。

いわみ福祉会の事例は、地域課題を真正面から捉え、福祉事業とうまく掛け合わせることで、課題を解消しながら、よりよい形に発展させていく、地域の公益に資する社会福祉法人が核となる優れた取組であると考えております。

以上、報告を終わります。以上です。

○野口座長 樋口様、どうもありがとうございました。

それでは、次に、医療法人慈和会大口病院理事長、永田雅子様、よろしくお願いいたします。

○永田理事長 ただいま御紹介いただきました、医療法人慈和会の永田と申します。本日は「中山間・人口減少地域の医療福祉に迫る危機」と題しまして、当院がごぞいます鹿児島県伊佐市の現状と課題についてお話しさせていただきます。このような発言の機会をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

2枚目です。

最初にお伝えしたいのは、2040年の過疎地医療福祉体制は今のやり方の微調整では済まないということです。また、過疎地の現状はそうでない地域にとっての「すでに起こった未来」です。個人の献身は再現性や持続性がありません。必要なのは持続可能なシステムです。

3枚目をお願いします。

精神障害者の医療や福祉といえば、どのようなイメージをお持ちでしょうか。思い浮かべるのは統合失調症の社会的入院かもしれませんが、体が元気な統合失調症の入院の方はめったにいません。精神疾患だけなら自宅で頑張っていたものの、身体疾患の管理まではできない。認知症の周辺症状のために一般科の病院では入院が難しいという方がほとんどで、そのような方を次の施設へとつなぐ橋渡しが精神科病院の主な役割になっています。

また、発達障害などの児童分野では、外来でアセスメントをして学校や福祉サービスに



つなげることが必要です。医療と福祉の連携は重要ですが、医療需要の減少が著しい地域の医療機関では、この数年でどこも経営状況が急激に悪化して、存続の危機と言えます。過疎地では医療福祉が最大の産業であり、医療の維持が難しくなると人口流出が加速し、介護・福祉の維持も難しいと思われます。

4枚目をお願いします。

伊佐市の概況です。鹿児島県の最北にあり、熊本県人吉市、水俣市、宮崎県えびの市に隣接しています。人口は約2万2000人、高齢化率が44%、高齢者数のピークは20年前です。二次医療圏と障害福祉圏域は始良・伊佐、精神科医療圏は鹿児島県全体で1つ、精神科救急は北薩ブロックとなっていて、それぞれが異なっています。

5枚目をお願いします。

伊佐市の医療機関は、病院が6つ、診療所が13、比較的幅広い診療科がそろっており、県立病院もあります。精神科は当院のみです。県境のために、三次救急は二次医療圏指定病院ではなく、熊本県側の病院のほうが圧倒的に近いという状況になっており、入院中の患者さんの他科受診もグループホームの方の受診支援も熊本に行くということになります。

6枚目をお願いします。

当院の紹介です。伊佐市の中心のほかの病院や市役所、学校、スーパー、コンビニなどもある便利な地区にあります。病床数が103床で、これは231床で引き継いだ病院を15年かけて病床削減してきました。現在は15対1の精神病床と認知症治療病棟の2病棟体制です。外来は一日当たり90人程度、認知症・精神疾患・児童思春期がちょうど3分の1ずつです。統合失調症の新患はほとんどいません。また、御覧のように、障害福祉サービスと介護保険サービスも運営しております。

7枚目をお願いします。

伊佐市における当院の役割です。市内唯一の精神科ですので、関連の仕事を一手に引き受けているという状況になります。公的な役職だけでなく、行政や福祉事業所からの相談を受けることも多々あり、職員を出向させる事業もあります。

8枚目をお願いします。

こども分野では、数年がかりの交渉で伊佐市とコンサルテーション契約を結んでいます。これは発達障害や適応障害の診断・治療をスムーズに行い、支援につなげるために、学校や保育園などから当院への情報共有の方法、紹介様式など、自立支援協議会子供部会で決定しています。また、受診前にオンラインで心理士による事前問診を行い、初診待機期間を短縮する工夫をしているほか、関係機関との定期連絡会や日常の報告を行い、検査結果を学校で生かせるようなフィードバックを行っています。そのほかに、学校側のお悩み相談も受けています。ピアサポート推進事業では、発達障害・知的障害などについての説明や、特別支援教育の内容紹介、児童から成人までの福祉制度、社会資源の紹介などのホームページを作成しています。

9枚目です。

このように、市が担うべきメンタルヘルス相談機能を補完し、支援を行ってきましたが、重要にもかかわらず法に規定されていないために、無報酬または報酬に見合わない内容が多く、病院本体の経営が厳しくなる中、一部撤退をしなければならない状況が出てきています。

10枚目をお願いします。

ここで伊佐市の障害福祉サービスの概況を御説明いたします。人口規模の割には多くの種類の事業所があります。当院関連の事業所も30年以上前に開始しています。人口減少に伴い、通過型サービスは維持困難で、表にありますように生活訓練が減っていますが、当院関連の就労移行支援も既に閉鎖しました。

次をお願いします。

伊佐市は、福祉全般に熱心なため、介護も福祉も事業所の数が多い傾向にあります。介護では、需要増に合わせて、10年ぐらい前までは施設開設が続きました。事業所が増える必要人員が増え、同時多発的に人手不足が加速し、一部空床で運営する施設が多くなります。収支が悪化する中で需要が減少し、待機者もほとんどいない、働く人は外国人以外は60歳以上ばかりで、ほんの数年前の人員状況が見えないようになってきています。同様のことは福祉サービスでも起こると考えられます。

12枚目です。

ここで伊佐市のアンケートから障害者が相談したいことについて見てみると、医療にすることが最も多く、相談相手も身近な人以外は医療機関となっています。当院に寄せられる相談・要望でも、居宅ではない、日中の場で診察が受けられないのかということや施設からの通院支援のことが多く、これらは診療報酬でも障害福祉サービス報酬でも評価されていない部分です。

13枚目をお願いします。

このように、福祉と医療の連携はかつてないほど緊密とならざるを得ないのですが、過疎地の行政は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでうたわれているような重層的相談支援をする余裕はありません。その結果、精神科病院が地域の支援システムを肩代わりしていることが間々あると言えます。さらに、人口減少をしていくと病院が縮小し、多機能型精神科診療所として機能すると考えてきましたが、精神科の外来はじっくり相談を受けていると収支が合わない報酬体系になっているのがネックです。地域医療連携推進法人の精神科部門といっても、どこの病院も経営が厳しくなってしまう、このフェーズはあっという間に通り過ぎて、地域にはほとんど医療機関がなくなってしまうのではないかと思います。そこで、広域でサポートする方法を検討しないと間に合わないという状況だと考えます。

14枚目をお願いします。

現実的な縮小戦略についてですが、地域生活維持に必要な不可欠なサービスとは何かを見極めるところから始まると考えます。現状の仕組みでは一定の需要がないと、例えばグル

ープホームだけなど、非常に限られた種類のサービスしか残らず、必要なときに必要なサービス提供が受けられないことになります。ミニマムサービスを提供する多機能事業所が維持できた上で、たまに違う種類のサービスが必要な人がいれば一定の範囲内で兼務して、そのときだけサービス提供してよいような仕組みがあれば地域で完結できる可能性があります。

15枚目をお願いします。

そのミニマムサービスについて検討する必要があるのは、福祉に限らず、公共サービス全般に言えることで、統合的にサービスを提供する拠点が必要です。町がどうあるべきかという包括的な検討を迅速にお願いしたいと思います。

16枚目、結語になります。

現在の医療福祉体制維持が困難になるのに残された時間は2年から5年程度と考えます。医療/介護/障害福祉という壁、都道府県の壁を超えて、地域が持続可能な統合的制度の創設と施設基準及び報酬の見直しを切に要望いたします。オンラインによる診療や相談は必要になっていくとしても、実際に地域を理解して巡回などで関わることのできる機関によるハイブリッド対応を望みます。

以上です。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、認定こども園こどもむら理事長、柿沼平太郎様、よろしくお願いいたします。

○柿沼理事長 ただいま御紹介いただきました、学校法人柿沼学園認定こども園こどもむらの柿沼と申します。よろしくお願いいたします。本日は、このような貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

私のほうは、認定こども園を中心にして子供事業を行っているものですので、また、実践事例を基にしてお話しさせていただければいいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 ページ目のところになります。

沿革のところなのですが、先ほど、学校法人といった話がありますけれども、我々が福祉事業に入ったのが平成24年とあって、比較的若い。それまでは学校法人といたっても幼稚園1園だけ行っていたところから、幼稚園で見てきた課題を平成24年に児童福祉施設、認定こども園にならせていただいて、そこから地域の子育て支援や、今では児童育成支援拠点のような要保護家庭の支援も行っているような形ですので、その辺りの実践から、まず、保育施設とか幼稚園とか子供関係のものが今後、2040年に向けてどのような形をたどっていったらいいのかみたいなことに対する一つの実践事例の形だと思って見ていただくと嬉しいなと思います。

次のページです。3 ページ目をお願いします。

我々はかなり人口減少、埼玉県久喜市というところなのですが、もともとは栗橋

町という2万7000人ぐらいの小さな町で、子供人口も平成13年には出生率は1.03ぐらいになってしまっていて、町中に3校あった小学校は1校に統廃合されたような、子供計画としてもかなり人口が少なくなっていくようなところで運営が始まっている。もちろん、その中で幼稚園を行っていたので、幼稚園も定員は半分ぐらいになっていました。そこから、どうあったら子供たちがこの町に住んでいけるのか、そして、どのような機能があれば保護者の方は安心して子育てできるのかみたいなものを取り組んできて、今の形がこの栗橋駅というところの西側約1km圏内に地図になっていますけれども、事業がそこに集中して行っている。昨年10月からは児童育成支援拠点を久喜市さんのほうで2つやっていますので、市の中心のほうにもう一施設ありますけれども、ほぼここにあるような形です。

次のページです。4ページ目です。

「“こどもむら”の目指す姿」ということで、我々が保育の世界で運営をやっていると、子供の人口がかなり少なくなっていたり、または1号認定と言われるようなニーズの方が少なくなっていたりで、かなり苦しいと言われているのですけれども、我々は10年前、認定こども園こどもむらというふうに名前をつけたときに、子供中心のまちづくりをしていて、子供の誕生を喜んで、子供の成長を楽しむ社会をつくっていかうということで行っていましたので、どちらかというと、園児を募集するというよりは、町の子供を増やしていきたい、または町の生活する保護者や子供たちが幸福感を増すような生活をしてほしいと思いながら、何が必要かと思ってやってきたものです。10年前につくった図からは考えていたものはほぼできていて、また、今後は社会に必要なものをどんどん増やしていくような形のイメージを持っています。

5ページ目になります。

5ページ目は、今、切れ目のない支援ということになっていますけれども、これは自分の学校法人柿沼学園として行っている事業を産前のところから横に並べていったものです。産前・産後ケアのところからスタートして行って、2歳児、3歳児、入園児になったらこども園が使えたり保育所が使えたり、また、居宅訪問型のホームスタートの支援を行っています。昨年からは児童育成支援拠点や子育て世帯訪問支援事業ということで、久喜市における要保護家庭の方の支援もかなり強く行っています。来年も1つ、育成支援拠点の公募がありますので、もし受託する場合は、久喜市全体で要保護の家庭が50～60ぐらいいるのですけれども、その全部を受けるような形になってくるかなと思っています。

先ほど、こども誰でも通園制度がありましたけれども、地域支援のところの産後支援のベビールームがあります。ここが6か月から使えることになりますので、こども誰でも通園制度のほうを受託すると、その部分というものが広くつながっていきます。そのため、今度は0～6か月の支援が薄いため、この期間の支援が必要と考えています。我々は幼稚園とか学校でしたので、義務教育課程のところから何が必要かと思って切れ目なくつくっていったのですけれども、最近気づいたことは、本来は産前産後のところのケアというのが最も必要です。しかし必要にもかかわらず現状では事業が少ないなと思っていますの

で、産前産後の期間から支援体制をつくっていくことが必要なのかなというのは実践から見えてきている課題です。こども誰でも通園制度も6か月からになっていますし、産後のケア事業はあるのですが、これはなかなか我々のような学校法人であつたり福祉施設が使いづらい制度になっているので、ここをうまく充実させていくと、産まれてすぐの虐待だとか、そういったものが少なくなってくるのかなというふうなことも見えています。

次のページです。次のページからは、少し分かりやすく見えてくるようにということで、こども園がこんな形で行っています。

7ページ目は、企業指導型で、職員確保のための保育所もつくっております。学童クラブがあつて、次に、8ページ目は子育て支援拠点や、この久喜市の伊坂地区というものは人口減で、区画整理事業を行ったのですが、そのときにはバブルが崩壊してしまったので、道はできたけれども、何もない。子供がいない、家がないというところだったので、公園もなく事業経過になったので、公園を造ったり、要は地域社会に子供が生活する上で必要なものをつくり上げていったという形になっています。

続いて、11ページ目です。

11ページ目を御覧いただくと、少し飛ばさせていただいて、我々、子育て支援拠点とか預かり事業等の事業運営から見えてきた課題は、一時預かりやその部分に来られない保護者の方、使えない保護者の方がいる。そういったところで、どこから支援していったらいいかというふうなものは、先ほど来、言っているように、マタニティのところからだと思います。産前のところで余裕があるうちに支援事業につながるようなものが必要ではないかと思って、現状では独自事業になっていますけれども、産前・産後支援の現場があり、ここには助産師さんやスタッフが5人ほどいて、産まれる前から通えて、産前のところの地域の居場所になっています。

産前のケアというものは本当に重要で、産前の方の居場所や支援を充実させることによって、母子ともに安定する、その時期が安定すると幼児期の子どもの生活も安定する。そして、その子どもが就学すると学校生活にもつながっていますから、学校生活も安定するということだと思います。現在はスタートの時点が一番つまずきがあるように感じるので、産前・産後のところのケアを充実させることによって、保育や学校生活においての子供の生活や発達にも影響するのではないかなというふうに考えています。

次のページです。12ページ目です。

12ページ目は、利用者支援事業も行っています。この利用者支援事業で一番重要なのは関係機関連携だと思っています。その機能を使って地域の福祉事業や子ども関係者を繋がりをつくっていくのですが、ここの関係機関連携のところにコーディネーターみたいなものを置いていただけるとかなり助かるなというふうに思っています。我々、この利用者支援事業を行っているので、市内の子ども食堂であつたりとか障害の事業者であつたり、いろいろなところへつながっていくのですが、やはり財源的にもなかなか厳しいものもあるので、ここに地域のつながりとなる役職を持った方がいて、それが市内のところの

いろいろな関係のところへつながっていく。そして、社会課題を見つけながら子供生活に還元していくような形ができればいいのかなというふうに思っています。

続いて、13ページ目です。

13ページ目は、先ほど来、言っている児童育成支援事業や子育て世帯訪問支援事業、10月より行っているのですけれども、その前からは子育て世帯やほかの支援事業を行っていたので、社会課題が見えたままです。スタートしているのですけれども、ここに生活する6歳から18歳までの子供たち、かなり深刻な状況の子が見えてきています。

一番左に少し軽く見せています。これは10回、掃除支援に入った家ですけれども、ここは多頭飼育になっていて、ふん尿の中に小学校2年生の女の子が生活している、食事をしているような生活もこれが実は多々ありまして、この辺の支援が今はなかなか目が行き届いていないのかなというふうに考えています。やはり生活なので、学校云々、不登校云々ということよりも、まず、食べる・寝る・学ぶといった、家庭で行われる最低限のことが担保されていない子供たちがいることにも気づいています。こういったところの支援は誰がやるか。もちろん、NPOさんにしても、いろいろな社会事業の方にしてもいいのですけれども、我々のような保育事業者が行うということが一番いいのかなというのは実践として感じています。

というのも、個人情報の関係もあるので、なかなか外部に広くということでもできませんし、やはりかなり深刻な状態なので、個人情報も繊細に扱わなくてははいけない。障害とか、いろいろなものを持っている方もいる。保護者の方も、精神疾患だとか、いろいろな方が持っている。そうすると、でも、9割方が保育園・幼稚園・こども園に通っているのであれば、そこの地域にあるこども園・幼稚園・保育園といったことがその情報を丁寧に扱いながら、そして、子供の発達の専門家として、この辺りの支援を行っていくと、18歳までの間に、ある程度安定していくのかなというふうに考えています。

先ほど来、言っている子ども食堂とかも行っていますけれども、関係機関連携、利用者支援の中での機能を生かしながらやっていますけれども、やはりコーディネーターみたいなことがいると子ども食堂やフードパントリーみたいなものもつながって行って、地域に風穴が空けられて、そこから、かなり深刻な場合は子育て世帯の訪問や育成支援事業とかを行って、ライトなケースの場合は学童とか、そういったものを使っていくような形も取れるのかなと思うので、そういったものがあるといいかなというのが実践から見てきた課題であります。

続いて、15ページのところをお話しさせていただきたいと思います。

この事業を一つ、新しい共同体みたいなものとして考えていて、我々是一个の保育士事業が多機能にやるというよりは、子供の生活圏において多機能の地域をつくっていくという、これに書いてあるのは既存の事業とプラスアルファで若干考えたものもありますけれども、既存の事業で必要なものがその地域にないものもあって、これがあればいいなというものが全国一律に、子供の数やその地域において今の事業が安定的に行えるような仕組

みがあると、十分ではないこともあるかもしれないですけども、そこを一つの事業者が多機能というよりは、地域・子供の生活圏が多機能になっていくということが非常に重要かなと思っていますので、こういった社会ができるといいかなと思っています。

17ページのところですけども、実は人口、特殊出生率や地区、「伊坂地区」と書いてありますけれども、子供人口にも影響していて、こういったものを安定して十数年間やっていった。もちろん、人口なので、いろいろな要素があると思いますけれども、子供人口を2020年から見ていただくと、地区の合計特殊出生率は1.7、1.4となっています。この2023年からはコロナ禍で若干減っていますけれども、子育て支援が子ども人口にも影響がある可能性が考えられます。

そして、最後の18ページなのですけども、1号認定、要は、2号認定がどんどんと増加していった、2号認定の待機などを行っていますけれども、実は1号で子供が欲しい、もう一人欲しいという、子供が大変だから早く働きたいみたいなものがなくなっていく可能性があるということです。うちのほうでは1号認定、幼稚園ベースなのですけども、まだ10年以上、1号認定は減っていない。それで、2号も増え続けていないということがありますので、子供が欲しいとか子育てしたいという方が安定した子育てができるような環境をつくっていくと、こういった効果も得られるのではないかなというふうに思っています。

申し訳ありません。時間を超過してしまいました。以上となります。ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、ミライトひえづ総括室室長、鬼東雄輔様、よろしくお願いいたします。

○鬼東室長 鳥取県日吉津村ミライトひえづ総括室の鬼東と申します。「多機能型子育て施設と公立の役割」としてお話しさせていただきます。聞き苦しい点などあるかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、スライド2枚目をお願いします。

日吉津村の概要について、簡単に説明いたします。本村は鳥取県の西部に位置し、人口3,600人、面積4.2平方キロメートル、周囲を米子市という自治体に囲まれた小さな自治体でございます。子供に関する施設は、公立認定こども園が1園、私立の小規模保育所が2園、小学校が1校ございます。

スライド3枚目をお願いします。

これからお話しさせていただくミライトひえづという施設は、令和4年9月に供用を開始しております。スライドは令和4年4月以降の65歳未満の人口の推移を載せたものであります。ミライトひえづは、開館以降、右肩上がりに上昇している傾向が見てとれております。現在は多少、落ち着きを見せております。スライド下のほうは、小学校の児童数、こども園の園児数の推移となっております。

スライド4枚目をお願いします。

ミライトひえづの設置の経緯について御説明いたします。もともとの考え方は、保育所・児童館・民俗資料館の老朽化による建て替えです。これら施設と子育て支援センターが同一エリア内に点在していました。施設利用保護者や学識経験者で構成する保育所等建て替え検討委員会を発足させ、検討会や他施設の視察などを行い、これら施設を集約し、複合型の子育て支援施設として整備するという提言をいただいております。それに付随し、村で策定している公共施設等総合管理計画に基づき、複合化して整備するに至ったものであります。実際の活用については、利用者アンケートや現場職員の意見を参考にしながら活用方法を決定し、令和3年6月着工、令和4年8月末に建物を完成し、9月一部供用開始、最終的には令和5年3月に施設全体が完成しております。

スライド5枚目をお願いします。

ミライトひえづですが、先ほど申し上げました建設費用、面積等はスライドのとおりとなっております。その後、転入者の増加等により、こども園の利用希望者が増加することが見込まれたため、令和6年度に施設を増築しております。利用者の求める子育ての拠点とは何かと考えたときに、子育てについて知りたい、学びたい、仲間や友達が欲しい、子供の育ちに合った支援サービスや制度が利用したい、子供の育っていく様子が知りたい、発達や進路について相談したいなど、多岐多様にわたるニーズは、子供の育ちに沿った切れ目ない支援を求めているもので、そのためには多機能型の子育て施設が子育てニーズに対応し、子育てが見える場所であることが重要なポイントであると考えました。

スライド6枚目をお願いします。

ここからは、ミライトひえづの特徴について説明いたします。大きく分けて3点ございます。

まず、1つ目は子育て不安の解消です。ミライトひえづ内にあるこども園内には子育て支援センターがあります。子育て支援センターは、初めて子育てする人、久々の子育てをする人など、様々な人がおられます。同じ子育てをする利用者が気軽に行ける場所であることが重要です。支援センターのイベントに参加して、顔見知りとなったり、悩みを打ち明けたり、アドバイスをし合ったりする場です。子育てのことが分かる、学べる、また、職員を含め、子育ての仲間ができる場所です。

支援センターでは、一時預かり事業も実施しています。通い慣れた支援センターの職員が対応することで、預ける保護者も安心して利用することができます。年度末には就園を控えた子供の慣らし保育として利用される方も多く、子供にとっては支援センターに行くのもこども園に行くのも同じ通い慣れた場所なので、就園後もスムーズに園生活に入ることができます。

また、支援センター利用者には、こども園保育時間中の園庭の開放を行っております。同年代の子がどのように遊ぶのか、どのように友達と関わるのか、間近で見て感じることができます。

スライド7枚目をお願いします。



特徴の2つ目、切れ目ない支援です。切れ目ない支援を受けることで、保護者は子供の育ちの見通しを持つことができます。3月31日まではこども園に、4月1日からは児童館に通うことができます。卒園後から入学までの間、過ごす場所がなくなるといったいわゆる小1の壁問題は、同じ敷地内に隣接する児童館で切れ目なく預かり、保護者には安心できる要素につながっています。

続いて、施設間の閉館時間の統一です。幼児と児童のきょうだいを迎えに来られる保護者も多く、異なっていた施設の閉館時間を統一しました。児童館の閉館時間をこども園の利用時間まで遅らせることで、保護者の負担軽減はもとより、迎えに来られる保護者が久々に出会うことで保護者同士の交流の場となっています。

保小連携においては、こども園保育士と小学校教員が対等性を持ち、双方の教育の質の向上を目指すことが大切です。保育士と学校教員による合同の研修会では、幼児教育・学校教育の特色を理解すること、架け橋カリキュラムを合同で作成するなど、1校1園の強みを生かした、就学に向けた円滑な接続ができるよう取り組んでいます。

スライド8枚目をお願いします。

3つ目は、ミライトひえづ総括室の設置です。多機能型の子育て支援施設においては、それぞれ独立していた各機能を有効につなぐことが重要です。総括室を設置し、事務の一元化による保育現場の負担軽減や、行政のノウハウやパイプを生かし、各関係機関に円滑につなぐなど、そのコーディネート機能が重要であると考えています。

人材、施設といった地域資源の有効活用という点においては、子育て支援センターの利用者の少ないときに職員がこども園の保育の現場の補助に入るなど、互いの業務を理解することにもつながります。また、児童館は日中は施設内に児童はいないので、こども園の園児が遊んだり、空いている部屋を有効に活用しています。

福祉と教育の指導助言について、福祉と教育の連携は欠かせない要素であり、文科省や厚労省という概念にとらわれず、保育現場の指導に教育委員会が入るなど、担当課を超えた指導や助言のできる体制が構築されています。

スライド9枚目をお願いします。

ここでは、公立子育て施設の役割について説明させていただきます。

1つ目は、現状に合わせた安定した支援です。本村では、小学校独自の少人数学級で運営しており、一クラス当たりの児童数は15～20名程度です。こども園においても、3歳以上児クラスは大きな集団ではなく少人数できめ細かい保育を行うよう努めています。また、全ての3歳以上児や障害のある子の受入れなど、待機児童を出さないという村の方針に基づき、体制を整え、運営しております。民間との違いは、入園児数や経営状況に左右されることなく、安定的な保育の提供ができる点にあります。

続いて、2つ目です。地域の中核として他機関との連携です。人口推計に基づく園児数の動向を見ながら、小規模園の誘致等の対策が取れること、地域団体や学校、社会教育分野との連携が図れることなど、行政としての持ち得る情報や機能を最大限に活用すること

ができます。国や県とのつながりもあり、保育分野の現状把握や今後の子育て施策の情報をいち早くキャッチすることができ、民間より早く対応できるという点も大きな強みであると考えております。

3つ目は、施策の実行力にあります。本村では、令和6年度に保育室が不足する見込みのため、増築を計画したところですが、そもそも、この増築の計画は令和5年8月に協議を始めたことに始まります。その1年ちょっと後には既に増築が終わり、受入体制が整えられているという、この増築までの判断の早さ、実行力こそ公立の施設に求められる役割であると考えております。国や県からの子育て施策に常にアンテナを張りながら、自分たちの状況と照らし合わせ、ニーズに対してスピード感を持って対応することが重要であると考えております。

4つ目は、施設の多機能利用です。将来的に人口が減少したり利用者が減少したりして、保育室等の空きスペースができることも当然想定しております。地域で抱える様々な課題とのマッチングを図り、将来的には地域開放したり高齢者の集える空間としての利用も検討しています。児童福祉施設だから用途以外の利用はできないとか、一般の人は気軽に入れないとか利用すべきでないという大きな前提を払拭していくことがこのような動きの加速化につながるものであると考えております。

最後、スライド10枚目をお願いします。

まとめとして、4点挙げております。

1つ目は「多機能と公立モデルが持続可能な支援体制を構築」としております。本村では、多くの機能を持たせることを子育ての安心につなげています。本村の場合、行政と住民の距離が近く、ニーズを早くキャッチすることができること、行政がフットワークを軽くして施策に反映することができることは強みであって、また、それをある意味、責任として捉えることで、子育てをする人にとってはより安心感を生み、持続可能な支援体制につながっていると考えております。

2つ目は「子育てサービスと教育体制（幼児教育・学校教育）の両輪」です。子育てに関するサービスの充実を図る一方で、やはり子供を育てていく教育のニーズも高い傾向にあります。幼児教育と学校教育の双方の質の向上を図る、連携した教育体制の充実化を図らなければなりません。

3つ目は「子育て支援の質は地域の選ばれる理由」です。本村の実施したアンケートによると、移住者の中で移住が決め手となった項目には利便性と子育て支援が多くを占めています。ライフサイクルの中で子育てに関する割合が大きく、そこを重要視する人も多くいます。生産年齢人口を増加させていくことが自治体を維持していくためには重要な要素になります。

最後、4つ目は「公立施設は地域連携のハブ」です。公立である以上、そのメリットを生かさない手はありません。各行政分野との調整、関係機関との連携など、行政ならではの手法を用いて子育てを推進していくことができます。もちろん、民間でも可能かもしれ

ませんが、民間同士の連携よりははるかに敷居が低く、スピード感も違います。あくまで主は子育て支援であり、公立か民間かではなく、地域として子育てを支援していく、公立と民間が協力していく、まさにその姿が子育て支援を充実化させ、ひいては地域の活性化をさせることにつながると考えております。公立施設にはそこを主導し、そのパイプになる使命があると考えております。

以上、長々と説明しましたが、以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。ヒアリングに応じていただき、また、大変有益な内容の御発表をいただき、大変勉強になりました。

これでヒアリングは一旦、終了させていただきますが、意見交換に入りたいと思います。

なお、最初に事務局様のほうから御説明のあった資料1についても御議論いただいても差し支えはないのですが、これについては次回以降の検討会でも引き続き御議論いただく予定ですので、時間の関係上、できれば、せつかくですので、ヒアリングの内容について優先的に御議論いただければというふうに思います。

それでは、会場の方は挙手を、オンラインの方はZOOMの「手を挙げる」機能を使用いただき、座長の指名により発言をお願い申し上げます。

なお、時間内にできるだけ数多くの構成員に御意見をいただきたいと思いますので、冒頭、事務局から御説明のあったとおり、御発言は5分以内でおまとめいただきますよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、まず、会場にお越しの皆様から御発言いただき、その後、オンラインの方に発言をいただこうかと思います。

まず、会場の皆様、いかがでしょうか。

すみません。曽根構成員、よろしくお願いします。

○曽根構成員 曽根です。樋口さんと永田さんに御質問させていただこうと思います。

まず、樋口さんの御発表は、どうしても人口減少の局面に入りますと、事業を集約化して、大規模化して経営していこうというようなモチベーションが高くなるのではないかと考えたところ、樋口さんのところも、あと、御紹介があったいわみ福祉会さんも、どっちかというと、小規模分散型の事業展開を志向されているというふうに感じました。そこで、さらに非常に質の高いサービスを提供している。

でも、人の育成とか、あるいは経営ということを考えますと、どうしても効率化とか、あと、人がなるべく集まるようにというような思考に入りがちではないかと思うのですが、ここを支えていくのはやはりマネジメントが不可欠なというふうに思いましたので、その辺はどのようにお考えなのかということを教えていただけたらと思いました。

あと、永田さんなのですが、ミニマムサービスという考え方は非常に私も重要だなと思いました。ただ、これまでできてきた事業者がミニマムサービスに合わせて事業展開を修正していくというようなプロセスが不可欠なと思いました。それを進めていくに当たっては、民間同士で話し合うというよりも、地元の自治体が主導するということが不

可欠ではないかというふうに感じたのです。

人口や町の状況に合わせて事業者が自分たちの事業も縮小したり統合したりして提供していくプロセスをどうやって進めていこうとお考えになっていらっしゃるかを教えていただけたらと思いました。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございます。

それでは、まず、樋口様から、マネジメントの在り方についての御質問ですが、いかがでしょうか。

○樋口理事長 曾根先生のおっしゃるとおり、私どもの法人は、京都市も含めて、南部一帯、奈良に近い地域まで、小規模地域分散といえますか、そういう方針でやってまいりました。やはり地域ごとにそのニーズというものは文化や歴史によって大きく違うわけです。

今、私ども法人は総合支援法の下ですべての事業を運営させてもらっているのですけれども、リスク分散というようなことも一つありますし、1か所に総合福祉センター的な、そういう事業の展開は避けておきたいと思っていました。転居の必要がない範囲で転勤がある事業所ということがいろいろな意味で風通しのいい職場風土、事業風土ができるのではないかと考えております。人材育成の面では、十数種目の事業をできるだけ多く職員に経験させるという仕組みです。

またその中で障害の非常に重い人たちの支援経験を基礎にしたいと考えています。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、永田様、ミニマムサービスに対する御質問でしたけれども、いかがでしょうか。

○永田理事長 御質問にありましたように、ミニマムサービスということで言いますと、行政が中心になっていただかないとどうしようもないと思っております。民間同士の話でいきますと、保育にしても療育ですとか、あと、障害福祉の分野でも、小さい地域ですの、お互いかなり話は常にしている状況でして、例えば実際のところ、市の公設民営でやっている療育は、伊佐市の場合、かなり古くから、20年以上前からやっているのですけれども、そこの運営を、疲れたから替わってくれないだろうか。いや、もうちょっと頑張ったほうがいいみたいな、そういう話も水面下でできるような関係性がありますし、障害福祉サービスにしても、送迎をどうにか、お互い助け合うことはできないだろうかというような話もできています。

ただ、コロナの後から出生率が激減しておりまして、以前は、5年ぐらい前までは2.0だったのが、突然、1.4になって、このままでは学校の数もなかなか維持は難しいというようなことで、医師会などでも、医師会も2年ぐらい前から非常に全員が経営が厳しい状況になっていて、婦人科は、産婦人科がないと子供が全然育っていかないということで、実は

市のほうが赤字補填の補助金を出しております。そういった交渉も医師会としておりまして、医師会の中でも、お互い統合するべきか、何か方法はないのか。いや、この状況を支えるには県立病院と市とで何か新しい施策を考えてもらわないといけないというようなことを割と腹を割って話すことができる関係性がありますので、ただ、それを前に進めるためには、市は財源がないという話に最終的になってしまうので、国のほうで何かこういった過疎地での制度があれば話は進むのかなと思っております。

○野口座長 どうもありがとうございます。

曾根構成員、よろしいでしょうか。

○曾根構成員 はい。

○野口座長 それでは、池端構成員、よろしくお願いします。

○池端構成員 ありがとうございます。4題とも、大変興味深く拝聴させていただきました。

私は、この検討会のメンバーには慢性期医療協会あるいは県の医師会という立場で入らせていただいているかと思えますけれども、私自身、実は医療法人とは別に社会福祉法人で認定こども園2ヶ所を運営しております、その立場からも非常に興味深く拝聴させていただきました。

それぞれの発表者に、1つずつ御質問させていただきたいと思います。まず、樋口様ですけれども、分散型でこれだけのことを一気にやられて、しかも、2ページにありますように、給与体系をこれだけ維持して、更にICT導入、環境もよくして、人材もすばらしいメンバーを集めるということで、民間の立場からだ、これだけのことをするのにやはり財源をどうやって確保されているのかが気になりました。もし、これがどこでも誰でもできるのであれば、こういうものを各地域に配備することで、本当にうまくいくのではないかと感じました。その辺は御苦労があったのではないかと思います、その点についてお話しいただければと思います。

それから、永田様には、今ほどありましたように、私も地域医療を担う立場として病院経営がかなり厳しいということは重々理解しており、本当に身につまされてお聞きさせていただきました。その中で、たしか基準緩和をお願いしたいということがあったと思います。私もここを突破するにはもちろん、しっかりした経営基盤のための財源を投入することが大事ですけれども、それができない場合にはやはり施設基準の緩和しかないと思っていて、私の理解が正しければ、小規模多機能的な障害福祉支援サービスを一括してできるようなもの、それぞれのサービスが基準に満たさなければいけないと、どうしても人材がそれぞれ必要になってくるので、それを例えば一時的預かり機能も、（最低限の基準として）これであつたらできるねとか、そういう形で基準緩和してほしいというようなイメージかなと思いますけれども、それについて御意見いただければと思います。

3番目の柿沼様は、余りにも素晴らしくてちょっとびっくりしましたが、本当にすばらしい。まさに子供支援の未来図みたいな多機能型の展開をかなり短期間に一気になされた

ということで、恐らく、これは理事長ご自身のパッションが影響しているのではないかと感じました。これについても、恐らくこの学校法人は民間だと思いますけれども、その資金繰りとか、あるいは公的資金をどこまで、どういうふうに通達されたのかとか、その御苦労とか、あるいは他の地域でこういうことをやろうとしたときにどういうことを考えたらいいかという、もし何かサジェスションがありましたらお願いできればと思います。

最後のミライトひえづの鬼束様については、逆にこれは公的なところだからこそできたということを強調されていましたが、実は一般的に公的なところはなかなかこれだけ一気に事業展開できないと思っておりました。このように、アンテナは高く、決断はスピード感を持ってできるだけ早くというのは、むしろ、民間ができてやすく、公的がなかなか遅れるところを、あえて公的だからこそこういうことができたということは、本当にすばらしいなと思いました。

そこで、これを逆に民間に移行することが可能かどうか。公的立場から、もし民間に移行するとすればこういうところが必要だとか、あるいは逆に公的がやっていることで不利益なところや、こういうところは実は問題点があるということがありましたら教えていただければと思います。

以上、4点、よろしくお願いいたします。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、樋口様に、まず、財源確保の問題についてお願いします。

○樋口理事長 ご質問いただきました財源について、当法人は設立当初から最も障害状況の複雑な方、最重度といわれる方を積極的に受け入れてきたことにより、最大の報酬を得られてきたことが財源面で大きな基盤になっています。法人設立当初の20数年前は最重度というと入所や通所の利用を断られる時代でした。今も大きく状況は変わっていません。措置から契約という、私たち、長く制度の下で働いてきた人間にとって、この支援費制度の導入というものは本当に雲間から光が差し込むような、そんな衝撃だったのです。これで何か新しいことに挑戦できると思えました。

具体的に言うと、障害程度による報酬の重みづけが弱く、小規模な入所施設の運営は、それまでは非常に厳しかった。ところが、小規模な入所施設でも支援費制度の導入によって運営可能になりました。対象者は確かにそういう高い専門性を要する最重度の人であるとか行動障害の激しい人ですが、そういう本当に支援を必要としている人を支えることで経営が成り立つということが一番のことです。

資金的に言うと、私もそれまで大規模な施設の施設長をしていたのですが、そういう何か財産があって、この事業を始めたわけではないので、自分の退職金であるとか自分の自宅を売却するとか、そういう昔の先人がなさったようなことも一応一通りしましたが、でも、本当に限られた財源でありましたから、そういう大きなお金があって始めたのではなくて、やはりそういう理想を形にしてくれるといいますか、支えてくれるよ

うな制度改革がどんどんできて、2年に1回ぐらいのペースで施設整備ができてきたというようなことです。

それは制度ができたから事業をするということではなくて、やはりこうありたい、こういうサービスがあればいいなという思いが先にあって、その制度がそれを後押ししてくれたといいますか、そんなような連続でした。でも、だからといって財源に余裕がありません。今もそうですけれども、やはり本来、社会福祉事業というものは利用者にお金を使い、職員にお金を使い、賃金アップをし、そして、支援環境にお金を使う。トータルで少しは残さないと経営は成り立ちませんけれども、そういう原則を貫いてきましたが、この20年間、黒字でずっとやってこられました。

○野口座長 大変申し訳ないのですが、短くおまとめいただければ。

○樋口理事長 支援は人が多ければいいというふうに思っていないのです。やはりさっき言ったICTの活用とか、そういうことをフルに使って、何よりも御自身が自立していかれる、御自身のエンパワメントを高めていく支援が結果として福祉現場における省力化にもつながります。

以上です。

○野口座長 申し訳ございません。

永田様には、基準緩和の具体的なイメージについてということですが。

○永田理事長 ありがとうございます。

基準緩和につきまして、私どもの関連法人でも多機能事業所など、以前ですと就労移行支援と就労Bと一緒にやっているなどということがありました。ただ、私どもだけではなくて、近隣の事業所と話をするときも、共生型サービスですとか、そういうものも一時期、話題に上ったのですけれども、障害者自体が、65歳以上が非常に増えてきているということで、それと同時に、介護のサービスが、需要が減って、余裕が出てきているので、例えば障害福祉サービスでショートステイを使ってもいいような方が65歳を超えているから、でも、介護のショートステイが空いているねということで、その需要自体が急激に消えていっているということと、あとは多機能でも、最低でも5人ぐらいは常にいないとというような仕組みになっておりますので、例えば年に1回、1人ぐらいはいるかなというような地域移行支援ですとか、そういった何とか支援みたいなものがあると思うのですけれども、そういったものが実施できなくなるということが問題かなと思っています。

ですので、グループホームとか、ふだんの訪問系ですとか、日中活動系、必ずないと困るねというようなものが常に、それは一定程度持続できると思うのですけれども、たまにあるようなものをどうやったら基準緩和で実施できるような仕組みになるのかというのは、私も今、アイデアがないのですけれども、そういったことができればいいなというところが思っているところです。

ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、柿沼様、財源確保の問題とほかの地域の応用可能性についてということで。

○柿沼理事長 財源確保は、今、樋口様がお話ししたのに近いので、やはり必要に応じでということやってきたというもので、財源があったわけではないのでというところですが、事業を自分たちで目の前の子供たちや保護者のことを考えて行ったものに、今、いろいろな補助金も含めて、給付とか、いろいろなものが追いかけてきてくださっているので、最初よりは十分、楽になってきているかなというふうに思います。先ほど言ったように、産前・産後のところはかなり、発表でも話したように、ここの部分は独自事業になっているのですが、使えるものはあるのだけれども、それがうまく市町村やそういったものの関係の中で使いづらいという部分があるので、民間の事業者ですが、この辺りが使えるようになってくるだけで大分安定してくるかなと思うので、ここの辺りが鍵なのかなというふうに思っています。

あとは、人口減を経験してきたので、人口減で子供が少なくなるよりも、民間事業なので、子供に対する投資をしていって、それで子供の数が増えていくということを選択したということが一つ大きいかなと。それをしなかったら、多分、一つの幼稚園のまま、子供人口が減っていく中で経営も苦しくなっていたと思うのですが、そこを改めて、町の子供が増えるにはどうしたらいいかということで投資をしてきた。その原資は借入れにしかありませんが、今では少し安定してきているかなというふうに考えています。あとは、今、ふるさと納税とか寄附制度とか、そういったものをうまく使えばいいかなと思って、ちょっとずつ始めているような状態です。

ほかの地域でということですが、先ほど図にも出したように、この社会全体を考えていったときに、我々の実践がうまくほかの地域に使えるようになったらどうしたらということが先ほどの図になっているので、ただ、やはり財源の関係もあるので、基礎自治体によっては、そこまでの事業をいろいろな切れ目が出てしまうことはたくさんあると思うのですが、我々の中で1つモデルができていて、産前から18歳までの中で、この事業があれば安定して、8割方ぐらいでも子供が生活できるというものができれば、それは財源を、ある程度、平均的にどの地区でも、市町村がきちんと子供のためにその事業を、財源を確保すればできるような形なのだと思います。

ですので、それを一つの形として社会に出せて、必要なものはこれが足りない、この地区ではこれが足りなければこうしましょう、人口が減っていけばそれは引き算をしていて、事業が3つあったものを2つにしていくとか、ただ、子供の産まれる前から18歳までの子供が平等的に地域がセーフティーネットになるような仕組みができれば社会全体に広がっていくと、それは不平等さが大分減るのかなというふうに考えています。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、鬼束様には、民間への移行の可能性と、あと、公的領域のデメリットという



ことで、お願いします。

○鬼束室長 日吉津村が周囲を米子市に囲まれているという中で、小児科はなかったり、産婦人科が日吉津村内にはないです。どうしても近隣の米子市さんのほうに頼る。例えば病児保育などは、鳥取県西部の自治体で共同で米子市さんの業者に委託をしている。やはりこの部分について、なかなか単独で、では、医師を雇って病児・病後児保育の事業をやるうといってもなかなか難しさはあったり、費用対効果的にもそれが得策かと言われたらなかなかそうではない。

そもそも、日吉津村内に民間の活力というものがほかの大きな市に比べると少ないという現状もありまして、その部分をどこまで頼るのか、どこまで引き込むのか。その辺は難しさがありますので、現状、近隣の自治体に頼るような対応をしているというところでは。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、すみません。吉田構成員からよろしくお願いいたします。

○吉田構成員 保育システム研究所の吉田でございます。子供保育分野ということで、今日からでございますので、少しコメントさせていただきます。質問したいところですが、お答えをいただくと本当に時間がなくなるだろうと思いますので、少しエッセンスのコメントを申し上げたいと思います。

こどもむらの柿沼理事長は、私、こども園になった頃から実は存じ上げていて、その経緯もよく知っているつもりでございますが、恐らく幼稚園のままではああいふ転換はしなかったと私は思っています。また、たまたま当時、認定こども園制度ができて、認定こども園の認定というものは機能認定でございますので、施設中心ではない、機能中心というところから新しい発想が恐らくできた。そして多分、その根底にはこどもむらという名前が象徴しているように、やはり「こどもまんなか」。今、こども家庭庁が「こどもまんなか」と言っていますが、理念としては「こどもまんなか」だったのだろうと思います。言い換えればウェルビーイングということでもあります。その「こどもまんなか」を突き詰めていくといろいろな機能が当然必要で、産前・産後から、あるいは学童期に入ってから、全てそういう機能が総合的に必要になる。多分、そんな発想なのだろうと思います。

そう考えたときに、もちろん「こどもまんなか」というものは子供が真ん中で、高齢者、障害者、あるいは女性を排除するという真ん中ではなくて、子供の視点が乏しい部分にも機能として子供というものを捉えるということだろうと思います。そういう意味では高齢者も真ん中であり、障害者も真ん中であり、例えば非常災害時、大地震等の避難所を考えたときに、当初は避難所だけ、まず特化して考えたのかもしれませんが、子供の視点から考えたら、もっといろいろ工夫しなければいけない。女性の視点から見たら、避難所の在り方も考えなければいけない。災害住宅の在り方もそうだねという視点で機能を総合的に、あるいは多様に考えていった。その延長線上に来たのだろうと思います。それが恐らく、本検討会のテーマである、2040年に向けたサービス提供体制の在り方ということと根っこ

で恐らくつながっていく。それを踏まえた多機能化あるいは連携・協働・地域共生ということを当然考えなければいけないのだろうと思います。

たまたま、内閣府の時代からこども家庭庁にかけて、ちょうど調査・研究事業の一環として、柿沼理事長にも入っていただきましたが、10年後の子ども・子育て支援の在り方を考える研究会というものを3年間やっております、その中の一つの事例としては、与論島という小さな島でもやはりこども園があって、そこは単なる子供施設の多機能化だけではなくて、地域医療とか有機栽培の農園とも連携・協力をし、そして、子供たちの中で優秀な子がいれば、極端な話ですけれども、奨学金を差し上げて都会の医学部に行ってもらって、医学部を出たら与論島に帰ってきてもらう。そういう縦の流れでの長いスパンでの人材育成みたいな視点で取り組んでいるところもありましたし、佐賀県基山町ではちびはる保育園というところがあえて商店街の中に、空きが出ましたから、移転をして、商店街の一部を安全・安心の園庭にする。そうすると、商店街の方々が見守り、支えてくれる、交流が生まれる。そうすると、だんだんにぎわいが出てきて、空き店舗が減っていくという成果が出たような話も伺っています。

つまり、地域の中でお客さんはいなくて、全員が参加者であって、全員が支え手であって、やはり子育て期に支えられた方が、子育てが一段落したら、今度は自分が支え手に回るという人材の循環みたいな、そういう世界を考えることが多分、必要なだろうというふうに思っていますので、今後、この検討会において、そういう視点も含めて、まさに医療も介護も障害も保育も、あるいは子育て支援も、トータルで魅力あるまちづくりということを含めて考えていただけると大変ありがたいかなというふうに思っています。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございます。御意見として伺ってよろしいでしょうか。

○吉田構成員 はい。

○野口座長 ありがとうございます。

それでは、東構成員、よろしくお願いします。

○東構成員 ありがとうございます。

老健をやっている身から、まず意見です。資料1の84ページに保育士等の処遇改善について書いてございます。保育士については、人事院勧告を踏まえて、人件費を+10.7%改善と書いてございます。補正予算も1150億円、令和7年度に至っては1607億円と大変うらやましい数字でございます。同じく82ページには保育士の全産業との賃金差は5.7万円とあり、先程の人事院勧告にソつての改定でもう少しまた縮まるだろうというふうに書いてございます。一方、私たち介護業界の賃金差は8.3万円の差があり、令和7年度の賃上げ率も2.15%と非常に低いものになってございます。ですので、介護におきましてもやはりこの保育士の処遇改善と同等の財源をぜひ確保しいただきたいと思います。

意見は1つだけです。質問を2つ申し上げます。

大口病院の永田先生に質問です。資料4の9ページのスライドに介護福祉施設との密接

な連携と書いてございます。伊佐市は人口に2.2万人だそうです、老健施設があるのかなのか。あったとして、連携をされているのかどうか。それだけお答えいただきたいと思います。

それから最後に、資料5の柿沼様、本当にすばらしい取組をやられていると思います。これは御本人ではなくて行政のほうにお聞きしたいのですが、11ページにあります「マタニティハウス・ベビールーム」はすばらしい取組だと思いますが、この2つに関して、何か公的な支援、補助金等があるかどうか。それだけお答えください。

○野口座長 どうもありがとうございます。

まず、永田様に、老健施設との有無と連携ということ。いかがでしょうか。

○永田理事長 老健施設はございます。老健施設のみならず、介護保険施設、市内にある全ての施設と連携して、空き状況などは常に連絡して、相談員同士がすぐに話ができるような状態になっております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

「マタニティハウス・ベビールーム」は、こども家庭庁、よろしくお願いします。

○栗原保育政策課長 保育政策課長でございます。ありがとうございます。

資料のほうでも柿沼先生に少し入れていただいています、産後ケア事業という事業がございまして、こちらのほうが当たり得るのですが、さっきお話があったとおり、各自治体がやるかやらないかというのを判断しながらやっている世界がございますので、私ども、保育の世界全体、子ども・子育て全体がそうですけれども、やはり地域差がある程度あるという中で、ここをいかに自治体の皆さんに使っていただくかというところはこれからも一生懸命やっていきたいと思っています。産後ケア事業に関してもそういう論点がありますので、通知なども出させていただいて、使っていただけるようにというところは詰めているところでございます。

ありがとうございます。

○野口座長 東構成員、よろしいでしょうか。

○東構成員 はい。

○野口座長 では、ほかに。

すみません。では、津下構成員からよろしくお願いします。

○津下構成員 今日はすばらしいプレゼンテーションをありがとうございました。大変勉強になりました。私は介護保険の部会に参画しているという立場で、今後、後期高齢者が非常に増え、認知症の高齢者も増えるという社会の中で共生社会をどう構築していくかが話題になっているという立ち位置でお伺いしたいと思っております。

ご発表いただいたように、子供、障害者、それぞれの立場に合った事業については、確たるビジョンをもって、いろいろな財源や制度があるのを研究して、財源を確保して、その結果、実現にこぎつけられた。ビジョンを明確に持つこと、それから、政策の研究とい

いますか、どんなメニューを自分のところで活用できるのかということを非常に研究されて、こういう取組に達していると思うのですけれども、全国の状態を見ると、自治体または福祉法人においても十分に研究とか、そういう情報を得ないまま、撤退とか縮小になっていたりするケースがあると思います。このような情報を全国に自治体または法人にしっかりと届けていく。こんなような使い方をするともっと活用できるのだというようにしくみが必要で、その辺りについて、どんな方策が考えられるか。自ら能動的にすごく動かれなくてもまあまあできるようにするにはどうしたらいいのかなどということを一点考えました。

それから、2点目ののですけれども、最後のところでもありましたように、今後子育ての施設などのインフラを高齢者とも共有しよう、またはいわみ福祉会では介護予防とか福祉関係、高齢者施策と連携して一緒にやっているということがありました。その辺り、専門性とかから考えると、例えば保育士はそういう介護の資格ではないと思うのですけれども、例えばこういう福祉の資格について、それぞれ現行のようにそれぞれの専門職のままいくのか、福祉の総合的なことを考えられるような多能工化といえますか、そういう全体をコーディネートできるような、そういう人材も必要なのではないかなというふうに考えたときに、そういう可能性ということについて、現場のニーズはどんなのかなということをお伺いしたいなというふうに思いました。

2点です。

○野口座長 すみません。どなたに。

○津下構成員 一つは、すみません。

○野口座長 いえ、1番目のいわゆるビジョンとか政策を勉強されているという、能動的にすればどうでしょうかという1番目の点は。

○津下構成員 最初のところは樋口理事長にお願いしたいと思います。熱心なところ、ビジョンがあるところもやはり大事なのですけれども、それを一般化する方策というものは何か考えられるか。

それから、こども園の柿沼さんが今、子供にとどめているところを高齢者にウイングを広げるとことを考えたときにどんなことが必要なのかということ、もしお考えであれば教えてほしいと思います。

○野口座長 多職種間でのコーディネーションということですね。

○津下構成員 はい。

○野口座長 それでは、まず、樋口様よりお願いして、申し訳ありません。

○樋口理事長 日本知的障害者福祉協会は、全国6,500を超える施設事業所が加盟する事業者団体です。先駆的事业を数多く展開する法人事業所がある一方、日々の運営に精一杯という小規模な法人も多く加盟しています。当協会では、毎年会員事業所を対象として、実態調査を行い現場の状況を把握し、政策提言につなげる活動を行っております。また、会員事業所に向けて情報共有、各種研修に力を入れて事業者の質の向上を図っています。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、柿沼様、よろしくお願いします。

○柿沼理事長 答えになるかはあれなのですが、子供だけを今はやってはいるのですけれども、ただ、子供の生活は、主語を我々のような事業者ではなく、事業ではなく、子供にすると、子供の生活というものは縦にも横にも全部、地域とかに広がっていて、そこに対するケアをしていく、そこに対する何か手だてをしていくと、今度は別に、それは子供だけではなくて、その家庭であったり高齢者だつたりにつながって行って、それをやはり結びつけるコーディネーターみたいな立場が必要で、うちが利用者支援事業を行っている関係があるので、ここに関係機関連携という機能があるので、利用者支援事業として自治体やその関係団体とつながっていけるということがあります。

ただ、うちは介護施設とかをやっているわけではないので、障害も特に地域のところと連携しながら行っているという形なので、ただ、そこに入っていけるというものが、うちが利用者支援事業を持っていたり、またはその地域で、ある程度の長い間、保育事業を行ってきたからつながっているというだけなので、新しいところがつながっていくには何かコーディネーター的なことのものがあつたほうがいいのかなどと思ったりしています。やはりソーシャルワーカーさんとか要保護家庭の支援をしていくと、ここの部分というものはかなり数が少なくなっているの、ソーシャルワークの方だけでも、足りない状況になるので、そうすると、我々のような要保護の支援をやっているスタッフがそこに勉強して資格を取っていくような仕組みになっていくかなというふうに考えています。

以上になります。

○津下構成員 どうもありがとうございました。

○野口座長 それでは、松原構成員、よろしくお願いします。

○松原構成員 本日は本当にすばらしいプレゼンテーションをありがとうございました。質問が1つと意見が1つです。

意見は資料1についてですけれども、地域によってサービス需要が減少する中で、既存の施設が地域のニーズに応じて柔軟に活用できる必要性が非常に高まっていると思います。特に中山間・人口減少地域においては、必ずしも10年後も同じサービス需要を維持すべき状況とは限りません。また、能登半島のように、何らかの外的要因によって急激な状況変化が起こり得ることも想定しておかなければならないと考えます。

したがって、社会福祉施設の10年以内の転用につきましてもさらなる運用の柔軟化が必要であり、例えば高齢者施設から障害者施設、児童施設への転用や複数施設の統合といった異なる分野も含めた横断的な検討が必要です。その際、当該地域のニーズに即した転用を確保する観点から、地域の関係者の合意プロセスを経ていることや、介護保険事業計画等の地域計画に位置づけられたものであることなど、何らかの工夫が必要ではないかと考えます。

2点目は質問です。先ほど、樋口会長からのプレゼンテーションの中で、アフォーダン

スというものは物や環境が人間の行動を引き出すという心理学の専門用語が出たのですけれども、この日本知的障害者福祉協会の会員様の中ではアフォーダンス理論を意識した経営というものは一般的なのかどうか、教えていただけるとありがたいです。

○野口座長 樋口様、よろしくお願いします。

○樋口理事長 いや、その取組は極めて弱いといえますか、例えばユニットケアという目的というものは、先ほど報告しましたがけれども、やはり利用者の方が身の回りに生活機能といえますか、そういうものがあって、そういうものをうまく使いこなす。そういう力が結局、私のところでいったら、6人までのユニットにしているのです。1人の職員が、本来は最重度であったり、強度行動障害の人を6人見るのは大変なことなのだけれども、そういう家庭と変わらない環境を用意することでその人たちがエンパワーメントを高めていくといえますか、そういう仕組みなのですよ。

言いたかったことは、人をただ増やしたらいいのではない。うまくできなくても、周りの環境を使っとうまく、その人らしい生活、その人なりの生活をしていくということを組み合わせしていくことがユニットケアの目的といえますか、そういうふうに思うのです。だから、そのユニットケアの生活単位が小さかったらいいというのでもなくて、その身の回りに使える一般的な生活機能がある、キッチン、リビング、トイレ、浴室。そういうものですよ。

だから、そういうものをそれなりにうまく使うことによって、要するに、今、意思決定支援ということがすごく言われますけれども、やはり全ての施設・事業所は、特に知的障害の方は意思形成の場でなかったらいけないと思うのですよ。意思決定支援の前に、それを選ぶ力をつけてもらうという、そのためには身の回りにそういう経験をするといえますか、生活経験をどんどん重ねてもらうということでそういう意識が生まれてくるということで、いろいろと協会としてもそのことを推進しようとしているのですけれども、その目的はそういうことです。

その中にICTとか、そういうことも当然含まれるし、ただ、人にだけというふうには頼れない現実もあって、そういうことについて、生活環境、支援環境のほうをより質を高めていくということが必要ではないかなという意味です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ほかに会場は。

藤原構成員、香取構成員の順番でお願いします。

○藤原構成員 ありがとうございます。藤原でございます。本日の発表で、障害福祉から保育を含めて、子供の出生前から出生後、子育て期のトータルな支援の重要性を御指摘いただいたと思います。関連しての意見を1つ、質問を1つさせていただきます。

これまでの経験から、障害がある児童、家族の支援の重要性の点で、医療的ケア児への地域の身近な支援の場として共生型サービスの推進は重要であると考えます。一方で、例えば今まで障害福祉サービスを利用されていた方が看多機を利用するに当たって、看多機

では障害福祉サービスの訪問介護がサービスの対象にならないということで継続利用ができなかった例がありました。その点は今後、検討課題であると考えております。

また、保育の部分で、本日、柿沼様、鬼束様から子育ての支援拠点及び地域に開かれた取組についてお教えいただきありがとうございました。質問になりますが、お子様を預かるに当たって、今まで医療的ケア児を受け入れたことがあるのか。何らかの医療が必要な子供の受入れがあった場合に、医療機関や訪問看護との連携等、対応策など、いろいろな工夫があると思うのですけれども、その点を教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○野口座長 ありがとうございます。

柿沼様、鬼束様に対する、医療的ケア児の受入れの有無とその対応策ということで、よろしくをお願いします。

柿沼様、お願いします。

○柿沼理事長 医療的ケア児のほうは、受入れしたことが1件だけあるのですけれども、短期間で移動してしまったので、それほど多くの知見があるわけではないのですけれども、ただ、別に受け入れることに関しては、助産師と看護師が5～6名いるので、全然受けることもできますし、ただ、医療機関とそこからの連携になってくると思いますので、まだまだ、その知見がない状態なので、申し訳ありませんけれども、そういう形です。

○藤原構成員 ありがとうございます。

○野口座長 それでは、鬼束様、よろしくお願いします。

○鬼束室長 日吉津村のほうでも、過去に1件、受けた事案があります。そのときは村のほうで看護師を雇用して、専属でその子に当たった。その後、小学校にも進学されたので、小学校のほうにも同じく村のほうから看護師を雇用して当たってもらったという経緯があります。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○藤原構成員 ありがとうございます。

○野口座長 それでは、香取構成員、よろしくお願いします。

○香取構成員 ありがとうございます。永田雅子様に御質問させていただきたく思います。よろしいでしょうか。

中山間・人口減少地域におけます医療福祉の課題について、お話をいただきまして誠にありがとうございました。すばらしいプレゼンテーションでございました。ありがとうございます。

現在、こういった中山間地もはじめとする地域の福祉の人材を確保して2040年に向けて質の高いサービス提供体制を維持発展していくというのは難しい課題であると考えます。この課題のために、今まで2040年のこのサービス提供体制等のあり方検討会におきまして

は議論を進めてきているところでございます。

その課題対象に関しまして、私からは2つの提案を今までさせていただいております。一つの提案でございますが、同一法人の中で人材の有効活用ができないものか。例えば事業領域が第1事業領域、第2事業領域、第3事業領域と、領域がたくさんまたがるという状況が各法人において行われているところでございます。この事業領域の垣根を超えまして、一人の人材が複数の事業領域で活躍できるようになるか。そのような形で指定基準を弾力化していくことということが重要なのではないかと。このような議論は進んできています。これにより、人材の有効活用と職員のキャリア形成が図れるということが議論されているところでございます。

もう一点は、ある地域に複数の法人があって、その人材のシェアの仕組みづくりが必要ではなかろうか。具体的には、業務の分析を行って、タスクシフトによって業務の切り分けを進め、専門職でなくても対応可能な業務におきましては、多様な人材を活用して、それによってサービスを提供するような取組、A法人、B法人、C法人の中で人材をシェアしていくということができると。このような議論をさせていただいているところです。「中間とりまとめ」におきましても、地域に暮らす高齢者・障害者・子供などの主体を含めた地域共生社会を推進していくためには、こういった人材が地域の現場で柔軟に働ける環境整備が不可欠というふうな形になっております。

この中で、永田雅子様にご質問させていただきたく思います。このような方法論というものは、永田様がお話をされている問題に関して、どのような影響をもたらすか、あるいはこれは価値があるのか、意味があるのか。こういったところに関しまして、御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、永田様、「中間とりまとめ」の方向性についての御意見、コメントをいただければというふうに思います。

○永田理事長 御質問ありがとうございます。

タスクシフトにつきましてですが、専門職でない方でも一部分を担っていただくというふうなお考えというものは、一定程度、専門職でない人がいる場合に有効であろうかと思われまします。私どものところでは一番、人手が不足しているのは、病院ですと看護補助で、施設でも介護福祉士を採る前ぐらいの方々が非常に少ないという状況になっております。

資格がない方というものは、ほかの職種をすぐ考えますので、私どものところは熊本県との県境ですので、熊本は今、非常に半導体で景気がいいということで、皆さん、介護の仕事とか病院で働くぐらいなら熊本や福岡に行ったほうがいいというふうに、特に資格がない方は考えられますので、下のほうにタスクシフトというものが非常に難しい状況かなと思います。10年ぐらい前でしたらそれは非常に有効だったかなと思いますが、それで今、非常にこれからどうすれば人材を確保していけるのだろうかというものを考えているところでございます。



ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ほかに。

鈴木構成員、よろしくお願いします。

○鈴木構成員 よろしく申し上げます。プレゼンありがとうございました。大変勉強になりました。本日、これまでの議論を含めて、先ほど課題と論点にもありましたプラットフォームとの関係で、本日の内容が介護人材以外にもどのように有効なのかということを非常に頭を動かすことができました。

総じて言えば、こうしたフォーマル・インフォーマルの重層性のあるプラットフォームというものは、介護人材以外の例でも非常に有効であるということを感じたところです。その感じた理由の大きなところとしては、こうしたプラットフォームがあることによって、地域における様々な福祉系の事業所が多機能化できることを支える仕組みになり得るということを感じたところです。

ただ、一方で、こちらが意見と質問になりますが、この各事業所等がネットワークを通じて多機能化されていくのは、同時に人材も求められる役割が、これは多機能という言い方をするのは適切ではないかもしれませんが、より幅が広がるというところでは人材養成の観点を、中核的な役割を含めて、どう捉えていくかということは非常に問題になると思います。

一方で、こうした課題解決を図っていくときに、これまで介護人材の例で言えば、福祉人材センター等がコーディネーター的役割を担うことによって、うまく地域資源を活用しながら、課題解決に向けてロジックをつくっていくという役割が期待できるのではないかという議論もあったと思うのですが、こちらが質問になりますけれども、本日報告いただきました鬼束さんの話の中で、これはあくまで公立モデルということではあると思うのですが、当面のところ公立施設は地域連携のハブであるということを御発言いただいております。この地域連携のハブというものが、いわゆる地域におけるコーディネーター的役割を担っているキーマンであるのかというところについて御質問をさせていただきたいと思います。お願いします。

○野口座長 鬼束様、公立モデルのハブであるというところの御質問ですが、いかがでしょうか。

○鬼束室長 御質問いただきありがとうございます。

うちの場合は、先ほども申しましたけれども、民間活力が少ない中、資源が少ない中でうまく活用していくということが非常に大事だと思っています。行政のほうで手が届かないところに民間の活力を使いたいという、その部分で働きかけをしていくという観点から言うと、やはり行政としてはそういったハブになる責任があるというふうには考えております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ほかに、会場はよろしいですか。

中川構成員、よろしくお願いします。

○中川構成員 すみません。時間が恐らく5分切っているかと思いますが、手短に、本来であれば今日御発言いただいた4名の方々にいろいろお聞きしたいと思いますが、意見と、こういう制度になればもう少し人材確保であったりとか利用者確保が非常にしやすいというような御意見をいただければありがたいです。

なかなか、この人口減少とサービス需要の変化というところで、制度的なもので言うと、私自身は障害福祉分野で、障害福祉分野は介護と比べると、やはり1法人で1事業所など非常に小規模なところが多く、人材確保を非常にどこの事業所もこの先も危惧しているような状況になるのですが、例えば定員の考え方です。定員も少人数でも事業継続できるような、定員の低い報酬体系をつくっていくとか、あと、常勤の考え方も今、障害福祉分野で言うと、32時間というものが常勤として定められているケースが多いですが、この常勤を例えば30時間にするとか、そういうことによって、例えばキャリア・スキルがある子育てをされている女性の方などをしっかり確保できるとか、そういった制度的な変化というところが非常に大事だと思っているのと同時に、先ほど、樋口理事長がおっしゃられました、高い理想に挑戦をしているというところで、そうした事業所・法人でのほかとの差別化というところも非常に大事になるかと思っています。

この制度の部分と、自分の法人、今、地域で包括的に、今日発表された皆さんはすばらしい取組をされていますが、そういった包括的な取組の中で、ほかと差別化を図っているというところ、1つ特徴があるとすれば、うちはこういうところに特徴があるというところをお聞かせいただけたらというふうに思っております。

○野口座長 4人の方、全員ですか。

○中川構成員 はい、時間的に厳しいかと思いますが。

○野口座長 では、本当に一言ずつお願いします。

樋口様からお願いいたします。

○樋口理事長 地域支援拠点というものがあります。対象となる方の中には障害以外の、高齢の方などもいらっしゃいますので、どのような状況にある人でも、必要とされる支援を断らない姿勢で、可能な限りサービスを提供しています。

○野口座長 それでは、永田様、お願いいたします。

○永田理事長 今日はあまり御質問がなかったのですが、私どもが一番、力を入れていますのは、こども分野で市と契約を結んでいるということにして、学校ですとか保育園ですとか、事業所で日常接している方々が直接支援をしていただくのが理想だと思いますので、私たちはアセスメントとその支援する人を支援するのが重要だと思っております。ただ、支援する人を支援するということになかなか報酬がつかないので何とか市にお金を出していただいているところですが、こういったものが今後は重要になっていく

のではないかなと思っております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、柿沼様、よろしくお願いします。

○柿沼理事長 特段何かということではないのですけれども、ただ、事業は多機能になっていくので、保育士だけではなくて、いろいろな職員がそこで働くということと、そこに対する資格を取得する女性だったりとか、そういったものをやっている。あとは、地域の高校生ぐらいからのインターンみたいなものを受け入れていて、養成校を目指す子を増やしていくような取組で、人材確保に関しては比較的丁寧に行っているかなというふうに思っています。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

鬼束様、よろしくお願いいたします。

○鬼束室長 やはりもともと、うちのこのミライトのほうは、ばらばらだった施設を統合したという関係もあって、自分たちの業務というものが縦割りだった部分を何とかつなげていきたいという思いがあります。行政なので、給与体系とかはなかなか、その辺の難しさはあるのですけれども、その意識改革的なこと、それから、研修的なことを充実させていきたいなと思っています。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、会場が一通り終わりましたので、大変お待たせいたしました。オンラインの中村構成員、よろしくお願いいたします。

○中村構成員 すみません。今日は貴重なプレゼンをありがとうございました。

かなり今回の質疑応答で私の疑問も解決したのですが、1点だけ、日吉津村の鬼束さんのほうにお願いしたいのですが、これが、先ほどからも出ていましたが、民間でできないかということがどうしても気になるのですが、ただ、こちらのケースに関しては、そういう適切な事業者がいなかったということで公立で運営されたということは十分理解しました。ただ、普通で言えば、例えばこども園は社会福祉法人なり株式会社が運営して、子育て支援センターは行政からの委託事業でやるとかという形が想定されるわけですが、そういうことをやった場合に今、公立で直接運営されていることに比べて、メリット・デメリットみたいなものは想定されるとすればどのようなことかというものをお聞きしたいのが1点目。

それから、2点目は、将来の保育施設の空きスペースを利用も考えているというお話があったのですが、具体的に、例えば何かシミュレーションされて、何年後くらいに空きスペースが出るのではないかみたいな想定はされているのか。この2点をお聞きしたいと思います。

○野口座長 鬼束様、よろしくお願いいたします。

○鬼束室長 まず、委託に関するメリット・デメリットとしては、民間が持つ特色が出せるのはメリットかなとは思いますが、それが行政ではなかなかできない分野であれば、なお、その特色が出るのかなと思えますし、デメリットに関しては、資料の説明の中で触れましたけれども、やはり民間の経営によって安定的なサービスの提供ができない可能性があるという点がデメリットかなと思えます。日吉津村のほうでは公立が責任を持って全ての子供を預かるという方針に基づいていますので、あくまで受け皿として公立の役割は大きいかなと改めて思っております。

それから、質問2点目の空きスペースについては、現在の日吉津村の人口増が一時的なものであることは予想しておりますが、具体的に何年度ぐらいから空きスペースが出るというようなシミュレーションまでは行っていないのが現状です。

以上です。

○中村構成員 ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、松田構成員、よろしくお願いします。

○松田構成員 松田でございます。貴重な発表、ありがとうございました。

まず最初に、永田先生が言われたように、今、環境要因も絡んで発達障害的な状況になっている子供たちが増えています。そういう子供たちに対して、多分、今の診療報酬の枠組みだけで対応することも難しいといえますか、不可能だと思います。そういう意味では、そういう子供たちを支援するための予算みたいなものをぜひ考えていただきたいなと思います。これは意見です。

その上で、永田先生と柿沼さんにもお聞きしたいのですけれども、特別支援学級の子供たちが学童保育のほうに行って、意外とそこで放っておかれている状況が今、全国的に問題になっていると思うのですけれども、特別支援学級の子供たちの学童保育等に関する関わりについて、永田先生と柿沼さんにも御質問したいと思います。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、まず、永田様、よろしくお願いいたします。

○永田理事長 御質問ありがとうございます。

特別支援学級の対象のお子さんが学童保育でどうかということなのですが、伊佐市の場合はほとんど、そういう方は放課後デイサービスを利用されているかと思えます。支援学級ですとか学童保育の場で何かトラブルといえますか、困難なことがありますが大抵は当院に相談が来るようになっておりますので、そういう場合はこちらでバックアップするといえますか、そういうことをしておりますが、私が教育支援委員会ですとか子供発達支援委員会の専門委員として入っておりますので、伊佐市と一体となってやっているというところです。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

柿沼様、よろしくお願いします。

○柿沼理事長 特別支援学級のお子さんということですけれども、やはり学童保育でなかなか大変な状況になっているのも事実としてあります。そこには加算が若干つくのですが、人の確保も含めて、なかなか厳しい状態にあるのかなと。だから、少し充実すると、特別支援学級に通う子供でも学童を使いやすくなったりとかするかなと。ただ、学童期になってくるとかなり力が強くなってくると、多少、他者に危害を加えるような状況になると、そこもまたケアがどんどん必要になってくるので、そういった難しさは少しあるかなというふうに考えています。

あと、もう一つは、やはり要保護の家庭の子が支援学級に通っているということはケースとしてかなり多いので、そちらも、要は育成支援拠点のほうも加算がなかなか難しい状況になってくると、人の確保が難しいので、ここは少し課題かなというふうに感じています。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、大山構成員、よろしくお願いします。

○大山構成員 ありがとうございます。プレゼンの皆様方、お疲れさまでございました。資料1について、2点意見を申し上げます。

64ページの課題と論点に関しまして、矢印で3点ほどありますけれども、この一部転用に限られているというところで、補助対象事業の継続が必ずしも合理的でない場合がありますので、中山間地域における介護サービスの維持がネックになってくる可能性があるため、二つ目の矢印のような大きなくりの社会福祉事業を維持するというのみのみを条件としたほうがやはりやりやすくなるのではないかなと思っておりますので、お願いしたい。また、三つ目の矢印についても、賛成させていただきたいと思います。

次に、公定価格で報酬が定められている福祉サービスの処遇改善についてです。107ページと109ページの課題と論点において、障害と保育の処遇改善についての記載がございます。各分野の中で令和6年の賃金というものが資料の70ページ、82ページに記載されていますけれども、保育は障害と介護より若干高くなっているということでございます。資料84ページに記載がありますが、その理由の一つの見直しの頻度がございます。介護と障害は3年に1回の見直し、保育は毎年見直しをされる仕組みになっております。毎年、改善の見直しができるということです。さらに、中段右側に記載されておりますが、保育だけは人事院勧告に準拠しているため引上げ率が令和5年度が5.2%、令和6年度が10.7%と非常に大きいのです。このような制度の違いというものは、複数の福祉分野の事業を経営するときは、統一した処遇の賃金になりにくくなってくるわけです。高い低いが出てきてしまうということも考えられますので、こういう各分野の仕組みに横串を刺して、改定サイクルを保育に合わせていただくような仕組みにしていいただければ、今、私たちの介護現

場が大変、賃金が厳しい中で、経済スライドに合わせてほしいという要望をしています、保育はまさしく人事院勧告にのっとっているということはうらやましい限りだなと私は思っております。

また、春闘では令和5年度が5.10%、今年度は5.37%と毎年5%以上の賃上げ率が維持されておりますが、介護分野では令和5年度が3.03%から今年度2.15%に下がってしまっております。このような状況でございますので、公定価格である福祉サービスについては、3年に一度の見直しでは事業継続が本当に成り立っておりません。近々の問題でございますので、保育のような一定のルールで毎年見直す仕組みは、インフレ時代の今日となつては介護・障害にも適用していただきたい。それが意見でございます。

最後に、プレゼンの皆様方に質問でございます。今、発表していただいた事業内容を今後継続するのか、拡大するのか、縮小していくのかを、一言ずつお聞かせいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、大変、時間が差し迫っておりますので、一言ずつお願いいたします。

樋口様よりお願いします。

○樋口理事長 総合支援法に基づくすべての事業をやっているのですけれども、事業種目が増えて、重複する事業も多くなっているのです、もう少しシンプルな制度に収れんさせていくという時代に今はなっているのではないかと思っています。私どもの法人でもA型とか移行の問題も出ましたけれども、縮小した事業もありますので、注力する事業を整理する時期だというふうに思っております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

永田様、よろしくお願いします。

○永田理事長 需要が全て減っておりますので、縮小するしかないというふうに考えております。

○大山構成員 ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございます。

それでは、柿沼様、よろしくお願いします。

○柿沼理事長 同じように、子供の数によって大きく変わってくるのだと思つてはいるのですけれども、ただ、必要な子供たちの生活における課題がたくさん出てきていたら、そこに対する穴埋めをしていくという意味では、もしかすると、社会の課題によっては事業が拡大していく可能性はあるのかなというふうに考えています。

○野口座長 ありがとうございます。

よろしいですか。鬼束様、よろしくお願いします。

○鬼束室長 現時点では縮小は考えておりませんが、ニーズを把握しながら、必要に応じ

て拡大も検討していきたいと思っております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

これでオンラインの皆さんもよろしいでしょうか。

すみません。私のタイムマネジメントが非常に悪く、予定の時間を11分ほど過ぎてしまいましたが、本日の議論はここまでにさせていただきたいと思います。

本日、大変お忙しい中、ヒアリングに応じていただいた4人の先生方には本当に感謝申し上げます。

今後の日程については、事務局様のほうから御連絡をお願い申し上げます。

○大原補佐 次回の検討会の日程については、追って事務局より御案内いたします。

○野口座長 それでは、本日の検討会はこれで終了させていただきます。皆様、御多忙の中、本当にありがとうございました。